

加古川中央市民病院 手術室 LED 化工事 仕様書

「加古川中央市民病院 手術室 LED 化工事（以下、「本工事」という。）」は、地方独立行政法人加古川市民病院機構を「甲（以下、「甲」という。）」とし、本工事を行う事業者を「乙（以下、「乙」という。）」とし、「加古川中央市民病院 手術室 LED 化工事仕様書（以下、「本仕様書」という。）」により行うものとする。

1. 場所

加古川市加古川町本町 439 番地 加古川中央市民病院 手術室

2. 対象装置

手術室 1,3,4,5,6,8,9,10,11,12,13 の全 11 部屋における照明設備一式
(詳細は別紙参考明細書を確認すること)

3. 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日

4. その他

- 1) 甲が所有する対象装置について、乙は本仕様書及び別紙参考明細書に則り本工事を行う。
- 2) 乙が本工事について再請負を行うことができる相手は、原則として上記対象装置の製造業者のみとする。但し、事前に書面等で甲の承諾を得たときはこの限りではない。
- 3) 乙は本工事を行うために、乙の負担で下記の作業を行う。
 - ・乙は、甲と契約を締結後、工程表を作成して甲へ提出すること。本工事は原則として夜間又は土日祝に行うものとする。(殆どの手術は平日の日中に行うため)
 - ・乙は、上記の工程表に則り、本紙 2. 対象装置及び別紙参考明細書に定める各種機器を更新すること。
 - ・乙の作業中は甲との連絡がとれる現場管理者を配置すること。一部の手術室では夜間又は土日祝においても臨時の手術が発生する可能性があるため、甲の手術部門から臨時の手術発生に伴い当該手術室を使用する旨の連絡を受けた場合、乙は作業の中断、退避及び照明が手術に支障ないように復旧すること。
 - ・搬出入作業については、事前に甲と協議した上で、来院者、職員等の通行に支障が出ないように注意すること。
 - ・手術室での作業は汚れが落ちないように防護エプロン、キャップ等の物品を着用

する必要があるため、甲が指定する物品を着用すること。物品は甲が手配する。また、作業中は手術室にある医療機器等を損傷させないように注意すること。

- ・調光式の蛍光灯照明は器具を LED ユニットに交換し、管球についても LED に交換すること。その他の蛍光灯照明は管球を LED に交換すること。(別紙参考明細書を確認すること)。

- ・本工事の完了後は照明が正常に動作することを確認し、甲へ完了報告書を提出すること。

- ・発生した撤去部材については、乙が排出事業者となって廃棄物処理法等の関係法令に則り、搬出、運搬及び処分すること。

- ・乙が上記の工程表に則り本工事を夜間又は土日祝に行ったにもかかわらず、臨時手術の発生が重なり、契約期間内に作業ができない手術室がある場合、契約期間の延長について甲と協議できるものとする。

- ・本仕様書等に記載がなくとも、本工事において必要な作業が発生した場合は原則として乙の負担とする。病院運営及び患者の生命活動に支障が出ないように、速やかに対処すること。

4) その他疑義が生じた場合は、甲乙協議によって決定すること。

以上